



## 福祉バス利用（団体）についての心得

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会

### （利用の制限）

- （１） 運行日は平日の火・木曜日とする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- （２） 運行時間は午前9時から午後5時までとする。
- （３） 利用人員は、1回の使用に9名以上、19名以下とし、福祉活動を主とする内容であること。
- （４） 利用団体は車掌の役目を代理する運転の補助者を予め決定し、運転手の要請があったときの誘導または、運転手が運転中のときの連絡対応等、その他安全運転に協力するものとする。

### （利用者の遵守事項）

- （１） 車内禁煙
- （２） 走行中みだりに座席を離れないこと。
- （３） 走行中に窓から顔や手などを出さないこと。
- （４） 大きな荷物や危険物を持ち込まないこと。
- （５） 走行中みだりに運転手に話しかけないこと。
- （６） 車内において他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- （７） 車内で出たゴミは必ず持ち帰ること。
- （８） 運転手及び補助者の指示に従うこと。
- （９） 運転手に対する「心づけ」は無用とする。

### （利用の手続）

- （１） 福祉バスの利用を変更する場合は、変更申請を行い、許可を受けること。
- （２） 利用を取りやめる場合は、利用する3日前までに必ず届け出ること。ただし、天候等によりやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

#### 附 則

この心得は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この心得の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この心得の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この心得の一部改正は、平成23年12月13日から施行する。

#### 附 則

この心得の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この心得の一部改正は、平成24年9月21日から施行する。

#### 附 則

この心得の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。